## 島根県保全松林健全化整備事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 県の交付する保全松林健全化整備事業補助金については、補助金等交付規則(昭和32年 島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところに よる。

(補助金交付の目的)

**第2条** 保全松林緊急保護整備事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付の目的、交付の対象とする事業の内容、交付の率及び補助事業者は次のとおりとし、県は予算の範囲内で交付するものとする。

交付の目的	事業の内容	交付の率	補助事業者
交付の目的 高度公益機能松林及 び地区保全松林における、松林の健全な 育成、後継樹の発生 促進、松くい虫の繁 殖源の除去、作業路 の開設を目的とする。	松業年4月1日 大い虫ででは 大い虫ででは 大い虫ででは 大い虫ででは 大い虫ででは 大い虫ででは 大いまででは 大いまででは 大いまででは 大いまででは 大いまででは 大いまでまた。 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでまた。 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでまた。 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまでは 大いまで	交付の率 標準事業費の7/10	補助事業者
	に定める採択基準に 適合するものとする。		

(補助金の交付申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により定める書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

提出すべき書類の	様	式	部数	申請書に添付すべき	様	式	部数
名称				書類の名称			
保全松林健全化整	様式第	第1号	1	事業計画書	様式第	51号	1
備事業補助金交付					付属령	試1	
申請書				収支予算書	様式第	51号	1
					付属령	試2	

(申請内容の変更)

**第4条** 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとする場合に提出する書類は、次に掲げるところによるものとする。

提出すべき書類の	様	式	部数	変更承認申請書に添	様	式	部数
名称				付すべき書類の名称			
保全松林健全化整	様式第	第2号	1	事業変更計画書	様式第:	2 号	1
備事業変更承認申					付属様式	弋1	
請書				変更収支予算書	様式第 2	2 号	1
					付属様式	弋2	

(遂行状況報告)

第5条 補助事業者は10月末日現在の補助事業の遂行状況を報告する場合は、次の表に掲げる書類を 翌月の10日までに提出するものとする。

提出すべき書類の名称	様式	部 数
保全松林健全化整備事業遂行状況報告書	様式第3号	1

(概算払請求)

第6条 補助事業者が補助事業を当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にするため概算払いの請求をする場合は、次の表に掲げる書類を提出するものとする。

提出すべき書類の名称	様 式	部 数
保全松林健全化整備事業補助金概算払請求書	様式第4号	1
保全松林健全化整備事業遂行状況報告及び補助金概算払請求書	様式第5号	1

(着手、完了届)

第7条 補助事業者は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定により当該補助事業 の状況を次の表に定めるところにより知事に報告しなければならない。

提出すべき書類の名称	様式	部 数
保全松林健全化整備事業着手届	様式第6号	1
保全松林健全化整備事業完了届	様式第7号	1

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業が完了したときは次に掲げる書類を事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助金の全額が概算払により交付された場合における報告の期日は、前記の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の3月末日までとする。

提出すべき書類の	様	式	部数	実績報告書に添付す	様	式	部数
名称				べき書類の名称			
保全松林健全化整	様式第	98号	1	事業成績書	様式第	98号	1
備事業実績報告					付属령	<b>長式</b> 1	
書				収支精算書	様式第	98号	1
					付属령	<b></b> (式 2	

(書類等の整備保存)

**第9条** 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5ヵ年間整備、保存しておかなければならない。

付則 この要綱は平成7年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成9年7月1日から施行する。

付則 この要綱は平成14年10月1日から施行する。

付則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

## 別表 (事業の内容)

防 除	方 法	採 択 基 準
	不用木等の	被害木を含む不用木等の除去・処理及びこれらに伴う作業と
衛生伐	除去·処理	する。
	衛生伐作業路	松林を健全に育成・保全するため、長期間継続して使用され
		る作業路の開設とする。